

大規模小売店舗立地法 届出の手引

平成22年1月

和歌山県商工観光労働部
商工労働政策局商工振興課

◆ 目 次 ◆

1	大規模小売店舗立地法の手続の流れ	1
2	注意事項	2
3	届出書作成要領	6
	(届出事項・添付書類編)	7
[1]	大規模小売店舗届出書	8
1	大規模小売店舗の名称及び所在地	8
2	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	8
3	大規模小売店舗の新設をする日	9
4	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	9
5	大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	9
6	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	10
[2]	大規模小売店舗立地法に基づく添付書類	11
1	登記簿謄本等	11
2	主として販売する物品の種類	11
3	建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面	11
4	必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠	11
5	駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項	13
6	来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	14
7	荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯	14
8	遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面	14
9	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面	15
10	平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠	15

11	夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠	17
12	必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠	18
[3]	添付図面(届出事項・添付書類編分)	20
[4]	交通量調査及び交通量予測の記入例	22
1	交通量調査結果	22
2	交通量予測の結果等	23
3	現況と開店後における交通量の比較	24
4	その他	24
	(指針配慮事項編)	25
1	駐車場の計画	26
2	荷さばき施設の計画	26
3	経路の設定	26
4	その他の施設の配置及び運営方法に関する計画	27
5	騒音対策	28
6	廃棄物等の保管場所の計画	29
7	廃棄物等の運搬・処理計画	30
8	街並みづくり等への配慮に関する事項	32
9	添付図面(指針配慮事項編分)	33
	廃棄物の保管、処理等に関する添付資料(別紙様式)	34
	(参考事項編)	37
1	出店の趣旨	38
2	大規模小売店舗設置者の連絡先等	38
3	店舗施設計画の概要	38
4	産業廃棄物に関する配慮事項	42
5	生活環境の保持のための配慮事項	42
	産業廃棄物に関する添付書類	43
4	届出書一覧(提出部数・様式)	46

大規模小売店舗立地法の手続の流れ

期 間	設 置 者	県	市 町 村	住民(商工会議所等)
4ヶ月 8ヶ月 2ヶ月	予め (事前説明) 計画概要書の提出→	受付 協議会構成各課、市町村及び商工会議所等へ *届出に係る意見等調整	送付	
	2ヶ月 新增設の届出 (1,000㎡超) *届出から8ヶ月間新設不可 2ヶ月以内に説明会を開催 (三回を上限) *説明会日時を1週間前までに公告	受付 協議会構成各課、市町村、商工 速やかに公告 縦覧(4ヶ月間) *4ヶ月以内に市町村から意見聴取	協議会構成各課、市町村、商工 協議会等へ送付 通知、意見聴取 意見提出	
	自主対応策の検討	↓ 意見 公告 縦覧(1ヶ月間) ↓ 協議会開催 *県の意見案作成 ↓ 審査会開催 *意見案に対する助言 ↓ 意見決裁 *8ヶ月以内に書面により意見		意見書の提出可
	変更する旨の届出又 はしない旨の通知 *2ヶ月間新設不可	意見通知 公告 縦覧(1ヶ月間) *意見を有しない場合は8ヶ月経過しなく ても新設可		
	受 変更の届出	↓ 市町村の意見聴取 *県の意見を適正に反映しておらず、 周辺地域の生活環境に著しい悪影響がある場合 2ヶ月以内に限り ↓ <協議会・審査会開催> ↓ 勸告 公告	意見提出 ↓ 通知	
		受 <協議会・審査会開催> *正当な理由なく勸告に従わなかったときは、 その旨を公表できる ↓ 公表		

2 注意事項

計画の発生

大規模小売店舗の出店、変更などの計画があるときは、商工振興課へご相談ください。
* 立地法だけでなく、交通協議や開発許可など他の法令等について関係部署への届出や許可、協議などが必要な場合がありますので、できるだけ早めにお越しくください。

計画概要書

届出に先立ち、別に定める「大規模小売店舗出店（変更）計画概要書」を提出してください。これは、届出内容の概要を事前に周知し、届出書提出後の事務をスムーズに進めるための事前資料としますので、できるだけ提出してくださるよう御協力願います。提出部数は正本1部、副本15部です。

大店立地法の届出

<届出の時期>

開店予定日の8ヶ月前までに届け出てください。（ただし、届出内容について、周辺地域の生活環境の保持の見地から県が意見を述べた場合は、出店者が自主対応策を提出するまでの期間及び自主対応策提出後2ヶ月間は、新設又は変更はできませんので注意してください。）

※関係部署との協議等について

他の法令等に基づく届出や許可、協議などと並行して立地法の届出を行うことはできますが、協議結果によって届出内容に変更が生じた場合は、立地法の調整手続きをやり直す場合があります。

<届出書の作成>

届出書は別記作成要領を参考に作成してください。作成要領は新設にかかる案件用ですので、変更の場合は必要な部分について変更前後の比較ができるよう記載してください。

ただし、立地法施行の際現に大規模小売店舗を設置している者で、最初に立地法による変更届を行おうとする場合は変更部分以外の事項についても記載する必要がありますので、注意してください。

<届出書の提出部数>

届出書は、根拠となる法の条項によって提出部数が異なりますので、提出前に確認してください。

<その他注意事項>

*届出時の調査・予測結果と実態に大きな乖離があり、その対策が不十分な場合には、再調査・再予測とそれを踏まえた追加的な対策を講じるよう努めてください。

*駐車場等・・・自動二輪車等について、駐車場の収容台数、安全の確保への配慮等の届出が必要となる場合があります。

駐車場の形式・運営方法により、駐車場法の届出が必要となる場合や、市町村において駐車場・駐輪場に関する条例等を定めている場合がありますので注意してください。その他交通問題については、警察等と協議を行ってください。

*騒音・・・騒音規制法・条例等で基準を定めている場合がありますので防音対策を行う場合は注意してください。発生源における騒音の大きさについて設置機器のカタログ等があれば必要な部分を抜粋して提出してください。

なお、施設や機器の経年劣化によって、届出時の調査・予測結果と実態に大きな乖離が生じた場合には、事後の対策を講じるよう努めてください。

*廃棄物・・・市町村において、廃棄物、リサイクル等に関する条例等を定めている場合がありますので注意してください。

説明会

<開催>

説明会は、多くの住民が参加できるよう場所、日時等に配慮し、原則、平日の夜間（19時から22時）又は、土、日、祝日に1回開催してください。ただし、参加者の数により県が必要と認めた場合は2回又は3回の開催を求めることがあります。

説明会においては、参加者に対して届出書の写し等を配布して説明してください。

<開催の周知>

説明会を開催しようとする7日前までに、別に定める様式に準じた表示を出店予定敷

地内の見やすい場所に掲示するとともに、以下のいずれかの方法により、説明会開催の周知を行ってください。

- ・日刊新聞4紙以上への掲載
- ・日刊新聞4紙以上への新聞折り込みチラシ
- ・その他知事が適切と認める方法

<開催の報告>

説明会を開催した場合、その日から1週間以内に、別に定める「説明会開催報告書」を商工振興課に提出してください。

<その他>

説明会の開催日時、開催回数、参加対象者及び開催の公告の範囲等は商工振興課と協議してください。

県の意見

届出内容について、周辺地域の生活環境の保持の見地から、配慮が必要と判断された場合は、県の意見が出されます。

県の意見がない場合は、その旨通知します。その通知した時点で、立地法の手続は終了しますので、届出から8ヶ月以内であっても新設又は変更ができます。

自主的対応策（変更届）

・・・県の意見が出された場合のみ

県の意見が出された場合は、届出者はその意見を踏まえ、届出内容を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知のどちらかの自主的対応策を提示してください。また、自主的対応策の提示（変更届又は通知）を行った日から2ヶ月間は新設又は変更はできません。

県の勧告

自主的対応策（変更届又は通知）の内容が、県の意見を適正に反映しておらず、周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼすと判断された場合は、県の勧告を受けます。

勧告後の変更届

県の勧告を受けたときは、その内容を踏まえ、変更の届出を行ってください。

公 表

正当な理由がなく、県の勧告に従わなかったときは、県はその旨を公表する場合があります。

※その他、御不明な点があれば下記までお問い合わせ願います。

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課

〒 640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

Tel 073-441-2742 FAX 073-422-1529

3 届出書作成要領

*本要領について

- ① 本要領は、大規模小売店舗立地法、同施行令、同施行規則並びに大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づき、大規模小売店舗を設置する者が行う届出にかかる必要書類等の作成について定めるものである。
- ② 本要領は、大規模小売店舗の新設にかかる案件用に記述しているが、店舗面積の増加、施設の配置に関する事項及び施設の運営方針に関する事項等の変更を行おうとする場合は、その内容に合わせて、また現状との比較ができるように記載すること。
- ③ 作成する書類の用紙については、原則としてA4サイズを使用すること。但し、添付図面については、折り畳み可とする。

(届出事項・添付書類編)

- 1 本編は、法第5条第1項及び第2項並びに法施行規則第3条及び第4条に規定されている大規模小売店舗の新設等に伴う届出事項及び添付書類について、その記載例及び記載要領を示したものです。
- 2 この届出事項及び添付書類の内容については、地元説明会で周知しなければならないものですので、地元説明会用資料には必ず入れてください。

〔1〕大規模小売店舗届出書

様式第1(第3条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

(※印の項は記載しないこと)

大規模小売店舗届出書

年 月 日

和歌山県知事 殿

株式会社 ○ ○ ○ ○
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載
→法人にあつては、その代表者の肩書、氏名
も記載すること

和歌山県○○○市○○一丁目○○番地

・住所又は所在地を記載すること

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

○○○○○ △△店
和歌山市○○○市○○一丁目○○番地 外○筆

・建物名称は設置後予定している名称(仮称も可)を記載すること。
・所在地は計画地の土地登記簿上の地番・筆数を記載すること。

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
氏 名 (名 称)	代表者(法人の場合)	
(株)○○○○	代表取締役社長 ○ ○ ○ ○	東京都○○区○○○丁目○番○号
(株)△△△	代表取締役 △ △ △ △	名古屋市○○区○○町○番地

・原則として全ての小売業者名を記載すること。ただし、現段階で未定の分については、決定次第県あて法第6条第1項の規定に基づく変更届を提出すること。

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成〇〇年〇〇月〇〇日 ← ・届出日から8月以降

・当該建物の開店予定の日を記載すること。

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

〇,〇〇〇 m² ← ・物販の売場に供する部分のみの面積

* 面積の数値は、小数点第1位を四捨五入すること。

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位	置	収容台数
	建物南側(別添配置図上No.0)	〇〇 台
	建物0F/駐(別添配置図上No.0)	〇〇 台
合	計	〇〇 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位	置	収容台数
	建物正面南側(別添配置図上No.0)	〇〇 台
	建物南側 (別添配置図上No.0)	〇〇 台
合	計	〇〇 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位	置	面積
	建物内西側 (別添平面図上に記載)	〇〇 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位	置	容量
	建物内南側 (別添平面図上に記載)	〇〇 m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻	備 考
株〇〇〇〇	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	
株△△△	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	
□□□ 始め〇名	〇〇時〇〇分	〇〇時〇〇分	

- ・小売業者ごとに営業時間が異なる場合は、それぞれについて記載すること。
- ・開店時刻は通常が一番早い時刻、閉店時刻は通常が一番遅い時刻を記載。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No. (配置図上に記載の番号)	駐 車 可 能 時 間 帯
	午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分

- ・駐車場ごとに駐車可能時間帯が異なる場合は、それぞれについて記載すること。

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No. (配置図上に記載の番号)	出 入 口 の 数	位 置
	〇 箇所	建物西側(別添配置図上No.0)
	〇 箇所	建物西側(別添配置図上No.0)
合 計	〇 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No. (平面図上に記載の番号)	荷 さ ば き 可 能 時 間 帯
	午前〇〇時〇〇分～午後〇〇時〇〇分

- ・荷さばき施設が複数あり、荷さばき可能時間帯が異なる場合には、それぞれについて記載すること。

〔2〕大規模小売店舗立地法に基づく添付書類

1 法人にあっては登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し〔規則 § 4 I ①〕

法人の場合	登記簿謄本	＜別 添＞ ・正本以外はコピーで可。
個人の場合	住民票の写し	

2 主として販売する物品の種類〔規則 § 4 I ②〕

小売業者名	主として販売する物品	・小売業者ごとに主として販売する物品の種類を記載すること。

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面〔規則 § 4 I ③〕

① 建物配置図 ＜別 添＞

縮尺: 1/200~500
店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面

→別添資料 「添付図面について」参照

② 各階平面図 ＜別 添＞

縮尺: 1/200~500
店舗面積部分の範囲を示した各階ごとの平面図

→別添資料 「添付図面について」参照

4 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠〔規則 § 4 I ④〕

① 指針による必要駐車台数計算式 (端数処理: 四捨五入)

事 項	等	各事項算出のための計算式等
地区の区分	商業地区・その他地区←(理由)	
S: 店舗面積	千㎡	
A: 店舗面積当たり日來店客数原単位	人/千㎡←	
B: ピーク率	14.4%	
L: 駅からの距離	m←(駅名)	
C: 自動車分担率	%←	
D: 平均乗車人員	人/台←	
E: 平均駐車時間係数	←	
必要駐車台数	台←	$A \times S \times B \times C \div D \times E$

② 併設施設利用者のための駐車台数

※ 下記のア、イのうち、いずれかを選択してください。

ア 併設施設の必要駐車台数を小売店舗の外数として算出

※ 利用者数や施設稼働率等を元に併設施設の必要駐車台数を示してください。

イ 併設施設の種類に応じた考え方や数値を目安として必要な駐車台数を推測し、合算して併設施設を含めた必要駐車台数を算出

(ア) オフィス・マンション等併設施設の利用者を小売店舗利用者とは独立して考えられる様な併設施設の場合

併設施設	戸数等	台数
オフィス		台
マンション		台
併設施設必要駐車台数小計	—	台
小売店舗必要駐車台数	—	台
施設全体の必要駐車台数	—	台

(イ) 飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等併設施設が小売店舗の集客に与える蓋然性を有する併設施設の場合

		計算式等
S: 店舗面積	m ²	
H: 併設施設面積	m ²	
X: 併設施設の割合	(%)	= H / S
R: 指針値との比率		上記Xの値が 20%以内: 1 (小売店舗必要駐車台数の内数で可) 20%超50%以内: 0.010X + 0.80 50%超80%以内: 0.008X + 0.90 80%超: 0.002X + 1.38
施設全体の必要駐車台数	台	= R × 小売店舗必要駐車台数

※ 計算例 小売店舗の面積がS: 5,000m²、併設施設面積がH: 2,000m²の場合

X: 併設施設の割合 $2,000\text{m}^2 \div 5,000\text{m}^2 = 40\%$

R: 指針値との比率 $0.010 \times 40 + 0.80 = 1.20$

小売店舗の必要駐車台数 × 1.20 = 併設施設を含む施設全体の必要駐車台数

(ウ) 小売店舗以上の集客力を有する併設施設と一体になっている場合 (小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部である場合)

※ 主たる施設の必要駐車台数を示してください。

③ 指針による計算式によらない場合

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠:	

④その他参考とした事項があれば記載してください。

--

⑤駐車場の概要

位 置	駐車場構造	収容台数	駐車区画の大きさ	契約形態
別添配置図上No.0		台	m × m	
別添配置図上No.0		台	m × m	

建物外平面駐車場(自走式) 地下駐車場(自走式) 平面駐車場(機械式・専用建物 or 共用建物) 循環駐車場(機械式・専用建物 or 共用建物)	専用駐車場ビル(自走式) 屋上等建物内駐車場(自走式)	自社所有 民間契約 公共駐車場
---	--------------------------------	-----------------------

5 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項[規則 § 4 I ⑤]
 (方向別来台数の予測、駐車場の入庫処理能力、駐車待ちスペースを必要な事項とした場合には、下の表を用いると便利です。)

① 駐車場の自動車の出入口の形式

ア 駐車場の入庫処理能力【自走式で発券ブースのない駐車場は記載の必要なし】

出入口の場所	1時間当たり入庫処理能力	ピーク1時間に予想される来客の自動車台数
別添配置図上 No.0	台	台
別添配置図上 No.0	台	台

$$\frac{60 \text{分}}{(\text{メーカーから提供される1台当たりの処理時間} + \text{乗客の乗降時間})} \times \text{発券ブース等の台数}$$

(1つの入口で発券ブース等が複数台設置されている場合)
(端数処理:)

イ 敷地内駐車待ちスペース

出入口の場所	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要な駐車待ちスペース		駐車待ちスペース「無」の場合 その理由・対策
				長さ	算出根拠等	
別添配置図上No.0	有・無	m	有・無	m	←	
別添配置図上No.0	有・無	m	有・無	m	←	

$$(\text{当該入口の1分当たりの来台数} \times 1.6 - \text{当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数}) \times 6 (\text{平均車頭間隔})$$

② 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等

予測方法	
予測の根拠	

予 測 結 果	<別添資料とすること>
---------	-------------

③ その他、上記以外に参考とした事項があれば記入してください。

6 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法〔規則 § 4 I ⑥〕

ア 周辺見取図に来客の自動車の案内経路及び経路を来店者に知らせる方法を表示した図面 <別 添>

- ・<別添資料 「添付図面について」>参照
- ・看板等の設置場所及び交通整理員の配置場所については周辺見取図の中にその予定場所を記載すること。

イ その他配慮した事項があれば記入してください。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯〔規則 § 4 I ⑦〕

搬出入車両の車種・大きさ	搬出入時間帯	搬出入車両数
〇〇t車	〇〇時〇〇分~ 〇〇時〇〇分	台
ピーク時の搬出入車両の台数		台

- ・搬出入車両の車種及び大きさごとの搬出入計画を記載すること。

その他、参考とした事項があれば記入してください。

8 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面〔規則 § 4 I ⑧〕

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の位置
無・有	m	<別添配置図>

9 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 [規則 § 4 I ⑨]

項目	設置の有無	稼働時間帯	位置
冷却塔	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添配置図>
室外機	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添配置図>
送風機	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添配置図>

10 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4 I ⑩] (指針による場合、下の表を用いると便利です。)

① 昼間の等価騒音レベルの予測

・昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から午前6時までとします。

・騒音予測地点をA地点、B地点、C地点、D地点として別添「建物配置図」上に表示すること。 <予測式等を用いた計算は別添資料とすること>

※→基準距離における騒音レベルの根拠は、その出典を明示すること。
(例)文献名/メーカーの提示した数値 等

《昼間》 騒音発生源		基準距離における騒音レベル等 ※ 騒音レベル根拠 (dB)	騒音継続時間 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における 騒音レベル (dB)			
				A地点	B地点	C地点	D地点	A地点	B地点	C地点	D地点
				定常騒音							
変動騒音											
衝撃騒音											
昼間(午前6時～午後10時)の等価騒音レベル											
予測地点における環境基準の値											

(事例) 定常騒音: 冷却塔、室外機、給排気口
 変動騒音: 自動車走行、荷さばきアイドリング、荷さばき後進ブザー、廃棄物収集作業BGM等
 衝撃騒音: 荷さばき荷おろし音、荷さばき台車走行音

② 夜間の等価騒音レベルの予測

・注意事項は昼間の場合と同じ。

《夜間》 騒音発生源		基準距離における騒音レベル等		騒音継続時間 (時～時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における 騒音レベル (dB)				
		騒音レベル (dB)	根拠		A地点	B地点	C地点	D地点	A地点	B地点	C地点	D地点	
定常騒音													
変動騒音													
衝撃騒音													
夜間(午後10時～午前6時)の等価騒音レベル													
予測地点における環境基準の値													

③ その他、参考とした事項があれば記入してください。

④ 予測結果の評価と対応策の検討

- 11 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
 [規則 § 4 I ⑪]

【夜間営業その他の理由により、夜間騒音が発生する見込みのある場合のみ記載】

・予測式等を用いた計算は別添資料とすること。

① 夜間(午後10時～午前6時)において発生することが見込まれる騒音

騒音発生源	基準距離における騒音レベル等 騒音レベル 根拠 (dB)	騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における騒音レベル (dB)					
			A地点	B地点	C地点	D地点	A地点	B地点	C地点	D地点		
定常騒音												
変動騒音												
衝撃騒音												
予測地点における騒音の規制基準の値												

② その他、参考とした事項があれば記入してください。

③ 予測結果の評価と対応策の検討

12 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4 I ⑫]

(指針による場合は、下の表を用いると便利です。)

① 廃棄物等の排出量等の予測

(端数処理:四捨五入)

廃棄物種別	店舗面積: S		A	B	C	排出予測量 A × B ÷ C
			一日あたり廃棄物排出量 (指針原単位 × S)	平均 保管 日数	見かけ 比重 (t/m ³)	
紙製廃棄物	6,000m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計 t			
金属製廃棄物	6,000m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計 t			
ガラス製廃棄物	6,000m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計 t			
プラスチック製廃棄物	6,000m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計 t			
生ごみ	6,000m ² 以下の部分	千m ²	(t)	日		m ³
	6,000m ² 超の部分	千m ²	(t)			
			計 t			
その他の可燃性廃棄物		千m ²	(t)	日		m ³
上記分類以外の廃棄物等 (廃家電や粗大ゴミ等) 【排出予測のある場合のみ記載】	内容:			保管日数: 日		m ³
合 計						m ³
廃棄物等保管施設の計画容量 (届出書記載の容量合計)						m ³

[見かけ比重について指針の数値によらない場合]

見かけ比重の根拠等

② 指針の数値によらない場合

予測排出量	m ³
排出量予測の根拠:	

③ 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況

【小売店舗以外の施設が有る場合のみ記載】

廃棄物保管施設の状況	小売店舗と共用 ・ 小売店舗と別途確保
------------	---------------------

↓ 共用の場合

小売店舗以外の施設からの 廃棄物等の予測排出量	m ³
----------------------------	----------------

- ・計画している廃棄物保管施設容量から上記予測排出量を差し引いても、確実に小売店舗分の保管容量が確保される様、注意してください。
- ・飲食店における生ごみの一般的な排出量原単位は0.20kg/m²(参考)。

〔3〕 添付図面（届出事項・添付書類編分）

- ・届出内容に応じて、添付する書類及びその記載項目を選択して提出してください。
- ・届出書・添付書類に添付する図面については、以下のようにまとめて記載することもできます。
- ・ただし、1つの図面にまとめることが困難な場合には、別葉の図面としてもよい。
- ・図面には必ず縮尺・方位を明記すること。（2枚以上に図面を分けた場合には縮尺を統一すること）

提出する図面の種類	併用可能な図面の種類	記載項目等
1 建物位置図 (縮尺:1/25,000) 建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況のわかる図面	1経路に関する図面	
	①広域見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・出店地の周囲3km～5km程度の範囲を含むもの ・周辺道路の状況がわかるもの
2 周辺見取図 (縮尺:1/2,500) 隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲が分かる図面	1経路に関する図面	
	①周辺見取図・ 来客自動車の案内経路	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周辺(出店地から半径1km程度)の道路の状況 →道路幅員／交通規制／歩道の有無／横断歩道・歩道橋の位置現況／バス路線の有無と位置 ・自動車の案内経路の表示((入場・出場両方を記載) →来客自動車の案内経路／小売店舗以外の複合施設の利用者の案内経路搬出入車両の運行経路／経路案内看板の設置場所／交通整理員の配置
3 建物配置図 (縮尺:1/200~500) 店舗の用に供する部分その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面	1駐車場計画に関する図面	
	①駐車場配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の配置(複数の駐車場がある場合には、番号を記載して区別すること) ・駐車区画の配置(寸法入り) ・駐車場内外の自動車の通路、幅員 ・駐車場の出入口の位置及び出入口が接する道路の位置、幅員(複数の出入口がある場合には、番号を記載して区別すること) ・駐車場から店舗の入口までの歩行者経路 ・交通整理員の位置 ・駐車待ちスペースの位置及び入出庫の発券ブースの位置(設ける予定のある場合のみ)(複数ある場合は番号を記載して区別すること)
	2駐輪場の計画に関する図面	
	①駐輪場配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場の配置(複数ある場合は番号を記載して区別すること) ・駐輪区画の配置(寸法入り) ・駐輪場への自転車の経路 ・駐輪場案内表示の位置
	3荷さばき施設の計画に関する図面	
	①搬出入車両の出入口等配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の位置 ・出入口付近の建物現況(住宅、学校、病院等) ・出入口が接する道路の位置、幅員

	4騒音発生源となる施設設備の配置図	
	①騒音発生源となる施設設備の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設設備の配置、寸法 →冷却塔、室外機、給排気口等 駐車場、荷さばき施設、廃棄物保管場所等 拡声器等 ・騒音予測地点 ・遮音壁、緑地帯等の防音施設の配置(寸法入り)
	5廃棄物等保管施設に関する図面	
	①廃棄物等保管施設の配置図	・廃棄物保管施設の位置及び隣接地の用途
<p>4 各階平面図 (縮尺: 1/ 200~500)</p> <p>各業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図</p>	1駐車場計画に関する図面	
	①駐車場各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・間取り・駐車区画等の寸法 ・駐車場内外の自動車の通路・幅員 ・駐車場から店舗の入口までの歩行者経路
	2荷さばき施設の計画に関する図面	
	①荷さばき施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォームの広さ、待機スペースの大きさ ・想定される車の大きさと同時作業可能な台数
	3廃棄物等保管施設に関する図面	
	①廃棄物保管施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の保管施設の寸法、高さ、構造等 ・リサイクル品のストックヤードの寸法、高さ、構造等
5騒音予測に関する図面	<p>1騒音発生源・防音壁等の立面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音予測に必要とされる高さ等のわかる図面 	

〔4〕 交通量調査及び交通量予測の記入例

1 交通量調査結果

① 平日
 <調査方向1>

単位：台

車種 時間帯	普通車	大型車	自動車 小計	二輪車	全車種 合計
9:00~10:00					
10:00~11:00					
18:00~19:00					
19:00~20:00					
計					

<調査方向〇>

単位：台

車種 時間帯	普通車	大型車	自動車 小計	二輪車	全車種 合計
9:00~10:00					
10:00~11:00					
18:00~19:00					
19:00~20:00					
計					

<交差点交通量>

単位：台

車種 時間帯	普通車	大型車	自動車 小計	二輪車	全車種 合計
9:00~10:00					
10:00~11:00					
18:00~19:00					
19:00~20:00					
計					

② 休日

- ・上記に示す車種別、時間帯別の交通量を調査方向別に記入し、最後に交差点交通量(各方向別の合計)を記入すること。
- ・平日及び休日(日曜)について、それぞれ記入すること。

2 交通量予測の結果等

① 平日

単位：台

種別 時間帯	入 場				出 場			
	合計	北方向 からの 来店 A	東方向 からの 来店 B	〇方向 からの 来店 C	合計	北方向 への 出店 A	東方向 への 出店 B	〇方向 への 出店 C
	100%	00%	00%	00%	100%	00%	00%	00%
合計								
9:00~10:00								
10:00~11:00								
18:00~19:00								
19:00~20:00								

② 休日

単位：台

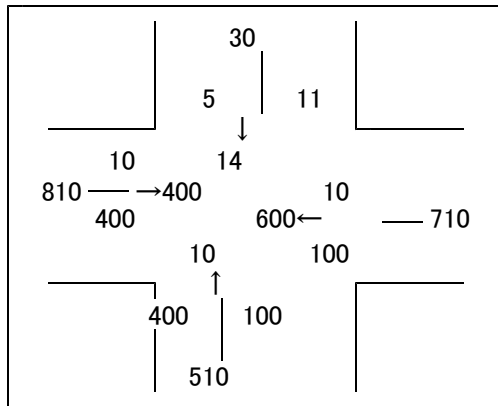
種別 時間帯	入 場				出 場			
	合計	北方向 からの 来店 A	東方向 からの 来店 B	〇方向 からの 来店 C	合計	北方向 への 出店 A	東方向 への 出店 B	〇方向 への 出店 C
	100%	00%	00%	00%	100%	00%	00%	00%
合計								
9:00~10:00								
10:00~11:00								
18:00~19:00								
19:00~20:00								

- ・上記に示すように、1時間ごとの想定来店台数を入場・出場に分けて、方向別に一覧表にすること。
- ・平日及び休日(日曜)について、記入すること。
- ・想定商圈図を添付し、商圈設定による人口比率を記載すること。

3 現況と開店後における交通量の比較
方向別交通量

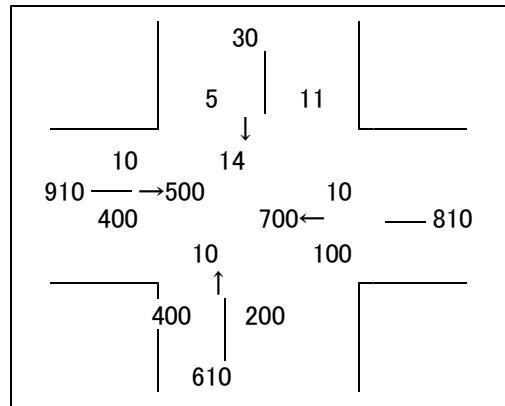
① 平 日

<現 況>



ピーク時： 時台

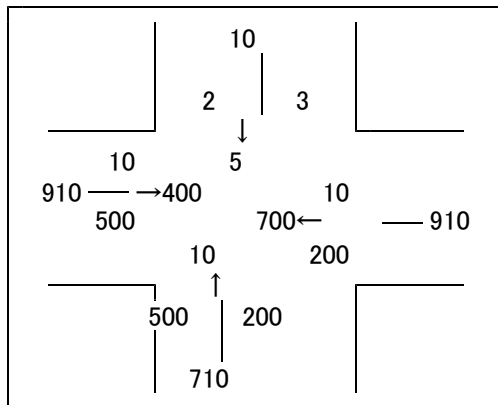
<開店後>



ピーク時： 時台

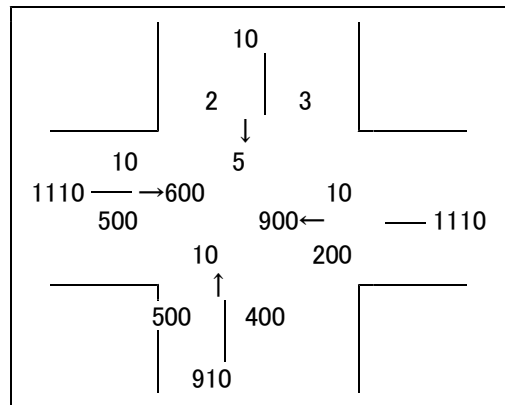
② 休 日

<現 況>



ピーク時： 時台

<開店後>



ピーク時： 時台

4 そ の 他

周辺道路への影響を勘案し、立地後の交通流動予測を求める場合があります。

（指針配慮事項編）

- 1 本編は、「指針」の流れに沿って配慮事項を列挙し、その記載例及び記載要領を示していますので、届出予定者は県と協議の上、必要と考える項目を選択して記載してください。
- 2 地元説明会用資料として必須のものは、（届出事項・添付書類編）ですが届出予定者自らの判断により、本編の記載項目を必要に応じて選択し、付加して地元説明会用資料とすることも可能です。

1 駐車場の計画

① 交通への支障を回避するための方策等 【特別な対策をとっている場合は記載】

	交通への支障回避の方策	具 体 的 な 内 容
(例)	交通整理員の配置	配置場所：＜別添配置図上に記載＞ 配置人数： 配置日・時間：

・イベント・売出し等の特定日に特別な対策を予定している場合にも記載してください。

② その他の駐車場の状況 〔従業員等(業務用を含む)駐車場〕

事 項	有無の別	当該小売店舗駐車場と 共用・別途の別	収 容 台 数	備 考 (駐車台数算定の根拠等)
従業員等駐車場	有 ・ 無	共用・別途	台	(従業員数 人) (業務用車両台数 延べ約 台)

2 荷さばき施設の計画

① 荷さばき施設の面積・構造

荷さばき 施設 No. (平面図記載番号)	同時作業の可能な台数		待機スペース の有無・広さ	防音等の対応
	想定する車両の大きさ	台 数		
		台	無・有→広さ (m × m)	

② 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対 応 等
無		「無」の理由
有		

3 経路の設定

① 設置者が行う交通対策等の予定 【特別に行う対策等があれば記載】

・事前協議の指摘事項への対応策
・公共交通計画等との連携等があれば、具体的に記載してください。

4 その他の施設の配置及び運営方法に関する計画

【特記すべき事項があれば、記載】

① 歩行者の通行の利便の確保等のための計画

	具 体 的 な 内 容 等
歩行者通路確保のための対策	
夜間照明等の設置の有無	無・有→具体的な内容

② 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

廃棄物減量化及びリサイクル計画の予定及び概要	

周辺住民への周知方法	

※廃棄物の保管・処理等に関する添付書類を別紙様式により提出してください。

③ 防災計画への協力

防災協定等締結の有無	締結協定の内容
無 ・ 有	

④ 防犯に関する計画

具体的な対策	

5 騒音対策（騒音対策として行った事項について記入してください。）

① 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要

項 目	具体的な騒音対策の内容
※1) 荷さばき施設の騒音対策	
※2) 荷さばき作業の騒音対策	

※1)荷さばき施設の騒音対策
 →荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮
 荷さばき施設の屋内化
 作業場所の床の段差の回避、緩衝機能を有するクッション製の素材の採用あるいは内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等
 といった施設建築計画での配慮事項を記載すること。

※2)荷さばき作業の騒音対策
 →荷さばき作業時間の特定
 荷さばき作業車両のアイドリングの禁止の徹底
 低騒音型の荷さばき機器の導入
 作業人員への騒音防止意識の徹底等
 といった荷さばき作業時の運営面又は機器選択面での配慮事項を記載すること。

② BGM等の営業宣伝活動の予定（屋外の場合のみ）

BGM等の使用
無・有

具体的な騒音対策の内容	
-------------	--

③ 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音レベル等

項 目	設置の有無	騒 音 対 策 等
冷却塔	無・有	
冷暖房設備	無・有	
送風機	無・有	

④ 駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場No. (配置図上に記載の番号)	※1) 施設面の騒音対策	※2) 運用面の騒音対策

※1) 駐車場の施設面の騒音対策

→ 駐車場の屋内化とそれに伴う天井・壁の吸音処理
 立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策、低騒音舗装、段差をなくすこと等
 といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載してください。

※2) 駐車場の運用面の騒音対策

→ 駐車場の利用時間帯の制限
 誘導員・監視員による場内走行の円滑化、見回りの実施や特に深夜・早朝における対策(出入口の施錠、警備員の巡回等)といった運営面での配慮事項を記載してください。

⑤ 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要

廃棄物回収場所の構造	回収時間帯	※1) 施設面の騒音対策	※2) 運用面の騒音対策
			00時~00時

※1) 廃棄物収集作業の施設面の騒音対策

→ 廃棄物の収集場所の屋内化及び防音対策
 廃棄物の収集場所の配置等
 といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載してください。

※2) 廃棄物収集作業の運用面の騒音対策

→ 廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ
 深夜・早朝における作業回避等回収時間帯の制限等
 といった運営面での配慮事項を記載してください。

6 廃棄物等の保管場所の計画(廃棄物対策として行う事項があれば記載してください。)

① 廃棄物保管施設の計画

面積	排出方法	洗浄設備	冷蔵設備等の有無	附属設備の概要
m ²		箇所	有・無 (→無の場合その理由)	

↓
 換気設備・脱水処理機・生ごみ処理機
 空缶選別機・発砲スチロール溶融機
 等について記載

② リサイクル品(再利用対象物)保管施設の計画

容 量	面 積	附属設備の概要	備 考	施設位置
m ³	m ²			<別添平面図上に記載>

・リサイクル品保管施設については、リサイクル品が一般に廃棄物が混入しない場所に設置してください。

7 廃棄物等の運搬・処理計画

① 廃棄物等の運搬方法 【現時点の計画の範囲で記載】

・分別する廃棄物の種類ごとに記載してください。
 (例) 生ごみ、可燃物、不燃物、段ボール、ペットボトル、牛乳パック、
 空き缶、空き瓶、トレー、発砲スチロール 等

項 目	生 ご み	〇〇〇〇	
運搬の方法	自社で運搬・業者委託 その他()	自社で運搬・業者委託 その他()	
	収集車の種類()	収集車の種類()	
予定業者等			
運搬の頻度			

② 廃棄物等の処理方法 【現時点の計画の範囲で記載】

	項 目		
	処理の方法	敷地内処理 敷地内中間処理 敷地外処理 その他()	敷地内処理 敷地内中間処理 敷地外処理 その他()
	処理予定業者等		
敷地内処理の場合	処理の具体的な方法		
	処理関連設備の内容		
	処理施設の悪臭対策		
	処理施設の防音対策		
	処理施設の配置	<別添資料>	<別添資料>

③ 廃棄物等の減量・リサイクル計画
【廃棄物等の減量・リサイクル計画をたてている場合には記載】

廃棄物の種類	A+B 発生予測量 t/年	A ごみ処分量 t/年	B 資源化量 t/年
段ボール			
空き缶			
空き瓶			
ペットボトル			
牛乳パック			
その他可燃ごみ			
その他不燃ごみ			
食品トレイ			
合 計			

- ④ 小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法
【小売業者ごとに運搬・処理を行う場合のみ記載してください。】

・廃棄物の種類ごとにできるだけ詳細に記載してください。
(例)空き缶→再資源化のため、資源化業者に引き渡し

小売業者名	廃棄物等の運搬・処理の具体的方法

- ⑤ 食品加工場等計画 【食品加工場がある場合のみ記載】

面 積	
配 置	<別添平面図上に記載>
加工の具体的内容	
悪 臭 対 策	
汚 水 対 策	

8 街並みづくり等への配慮に関する事項

- ① 街並みづくり等への配慮事項 【特記すべき事項があれば記載】

--

- ② 景観への配慮 【景観法に基づく景観計画及び景観地区に該当する場合は記載】

<別添建物完成予想図(可能であれば添付)>

- ③ 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策 【例示】

	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	<別添配置図上に記載>	<別添配置図上に記載>
照明灯の方向		
照明の強さ		
点灯時間		
光害対策		

9 添付図面（指針配慮事項編分）

- ・指針配慮事項編に添付する図面については、以下の中から必要な項目を選択して作成するものとする。
- ・ただし、項目によっては、(届出事項・添付書類編分)の周辺見取図・建物配置図等に一括して記載することも可とする。図面には必ず縮尺・方位を明記すること。

提出する図面の種類	併用可能な図面の種類	記載項目等
1 用途地域指定図 (縮尺:1/ 5,000) 敷地及び周辺の用途指定がわかる図面	_____	_____
2 周辺見取図 (縮尺:1/ 2,500) 隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲が分かる図面	1歩行者の通行の利便の確保のための計画	
	①歩行者通路図面	・敷地周辺の歩行者通路
3 建物配置図 (縮尺:1/ 200~500) 店舗の用に供する部分その他の施設、駐車場等の配置が分かる図面	2廃棄物等の運搬・処理に関する図面	
	①廃棄物運搬車両の運行経路	・廃棄物運搬車両の運行予定経路
	1歩行者の通行の利便の確保のための計画	
	①歩行者通路図面	・敷地内の歩行者通路
	②夜間照明等の配置図	・敷地内に設置予定の夜間照明灯等の配置
	2廃棄物等の運搬・処理に関する図面	
①廃棄物運搬車両の運行経路	・敷地内における運行経路	
②廃棄物処理施設 食品加工場等 の配置図	・廃棄物処理施設、食品加工場等の位置及び隣接地の用途 (敷地内処理または食品加工場がある場合)	
3景観への配慮に関する図面(特記すべき事項があれば記載)		
4街並みづくり等への配慮に関する図面		
①屋外照明・広告塔照明の配置図	・屋外照明灯、広告塔照明灯の位置	
4 建物完成予想図等 (特に縮尺の想定なし)	1届出対象施設及び周辺既存建物の状況を示す簡易な模型等の写真 (写真がない場合は、街並みづくり等への配慮に関する図面を添付(既存の周辺建物を含めて記載すること))	

廃棄物の保管、処理等に関する添付資料

<設置者>
氏名又は名称

住所又は所在地

<店舗施設>
名称

所在地

1 廃棄物の保管に関すること

項 目	対 策 の 内 容 等
周囲の囲い	有 ・ 無
保管場所に係る掲示板	有 ・ 無
飛散、流出、地下浸透、 悪臭等の防止	
害虫(ねずみ、蚊、はえ その他)の発生防止	
収集、運搬に伴う悪臭 騒音、振動等に対する 必要な措置	

2 廃棄物の処理に関すること

項 目	内 容
排出の抑制方針	
廃棄物の分別方針	
廃棄物の再生利用方針	
一般廃棄物の処理予定	
収集運搬 中間処理 再生利用 最終処分	自社処理 ・ 委託 自社処理 ・ 委託 自社処理 ・ 委託 自社処理 ・ 委託

3 リサイクル推進等の取り組み

項 目	具体的な内容
①ごみの減量 過剰包装の自粛 マイバッグ運動の推進 使い捨て容器及び製品の 使用自粛 詰め替え商品の販売、 促進	
②再使用 リターナブルびん商品 (びんビール等)の販 売促進 販売員による修理、下 取りの推進	
③リサイクル推進 牛乳パック、食品トレ イ等の回収実施 再生品、エコ商品の販 売促進	
④その他 従業員に対するごみ減 量及びリサイクル推進 に関する教育及び研修 の実施 消費者に対するごみ減 量及びリサイクル推進 の呼びかけ	

4 廃棄物の詳細

廃棄物の種類	具体的な排出物	排出元 (何から出る廃棄物か)	廃棄物処理方法
紙製廃棄物			市町村の委託業者 許可業者(一般廃棄物・産業廃棄物) 自販機設置業者 リサイクル回収業者 自社搬入 その他()
金属製廃棄物			市町村の委託業者 許可業者(一般廃棄物・産業廃棄物) 自販機設置業者 リサイクル回収業者 自社搬入 その他()
ガラス製廃棄物			市町村の委託業者 許可業者(一般廃棄物・産業廃棄物) 自販機設置業者 リサイクル回収業者 自社搬入 その他()
プラスチック製 廃棄物			市町村の委託業者 許可業者(一般廃棄物・産業廃棄物) 自販機設置業者 リサイクル回収業者 自社搬入 その他()
生ごみ等			市町村の委託業者 許可業者(一般廃棄物・産業廃棄物) 自販機設置業者 リサイクル回収業者 自社搬入 その他()
その他の可燃性 廃棄物等			市町村の委託業者 許可業者(一般廃棄物・産業廃棄物) 自販機設置業者 リサイクル回収業者 自社搬入 その他()
その他 (産業廃棄物)			市町村の委託業者 許可業者(一般廃棄物・産業廃棄物) 自販機設置業者 リサイクル回収業者 自社搬入 その他()

↑

※該当項目を○で囲んでください。

(参 考 事 项 编)

1 出店の趣旨

・今回の出店計画の趣旨とともに、出店に際しアピールしたいことや周辺環境の配慮事項等をまとめて記載してください。

2 大規模小売店舗設置者の連絡先等

(1) 設置者の連絡先及び電話番号・FAX番号

・法人にあつては、部局名称も記載してください。
・担当者が複数の場合には、全て記載してください。

3 店舗施設計画の概要

(1) 計画地の概要

① 敷地面積及び土地の所有形態

・敷地面積は合計面積とともに用途別に分けて記載してください。
・所有形態は自己所有及び借地の区分をしてください。

(例)

建物敷地	〇,〇〇〇㎡	自己所有予定
駐車場用地	〇,〇〇〇㎡	賃貸借契約予定
合計	〇,〇〇〇㎡	

② 法令上の用途等

・都市計画制限等を記載してください。
(市街化区域では用途区分(特別用途地区・高度地区・防火地域・駐車場整備地区・風致地区等も含む)まで記載してください。)
・その他、建築にあつて法令上の制限等がある場合は、その旨を記載してください。
(注)店舗建設が法令上不可能な地域(例.市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、工業専用地域等)での計画は、関係課を含めて相談の上、提出してください。
また、解除等の見通しのあるもの又は除外規定の対象となるものである場合は、その見通し及び作業日程、法令上の根拠、関係各機関の意見等これを証する書類の提示をしてください。
・可能であれば5千分の1の用途地域指定図を添付してください。

③ 現在の利用状況

・計画地の現在の土地利用形態を記載してください。
(注)農地の場合は転用の見込みを、工場等建物が現存する場合は、その所有関係(自己所有でない場合は確保の見通し)を示してください。

(例)農地→(転用見込みを記載)
工場・倉庫 等→自己所有予定(〇年〇月売買契約締結予定)
更地 等

(2) 計画地周辺の概要

① 立地環境

・計画地の周辺環境を具体的に記載してください。
特に、既存の商業集積地への立地か、住宅地への立地かが明確にわかるように表現してください。

(例) 都心商業業務地区 低層住宅地区
 既成市街地商業業務地区 郊外新興住宅地区
 郊外新興商業地区 工場倉庫等集積地区 等

② 隣接地の用途現況

<別添 周辺見取図(住宅地図等の写しでも可)のとおり>

・計画地の周囲4方向の隣地(道路を隔てた隣地も含む。)の建物用途現況を図面に表示してください。

(例) 低層住宅・高層住宅・工場・事務所・商店・学校・病院 等

③ 街並みづくり計画の有無とその内容

・計画地における街並みづくり計画の有無とその概要について具体的に記載してください。

(例) 地区計画／建築協定／景観整備地区／
 パークアンドライド事業／車両乗り入れの禁止地区 等

(3) 建物の構造及び規模

① 建物構造

・2以上の棟に分かれる場合はそれぞれについて記載してください。

(例) 鉄骨造・鉄筋コンクリート造
 地下○階、地上○階、塔屋○階 等

② 店舗面積の内訳

- イ 建築面積 m²
 - ロ 延べ面積 m²
 - ハ 各階ごとの店舗面積及び延べ面積等
- (例)

・建築面積及び延べ面積の定義は、
建築基準法によるものとする。

単位: m²

階数	区分	店舗面積	その他の施設	延べ面積
3	F	1,000	500	2,000
2	F	2,500		3,000
1	F	2,500	50	3,000
	計	6,000	550	8,000

②駐輪場台数の予測の結果と算出根拠

- ・可能であれば、既存の調査結果を添付すること
- ・商業地区における店舗面積3,000㎡以下の食品スーパー・総合スーパーの例では、店舗面積約35㎡あたり1台(参考)。

(例)

項 目	予 測 数 値	予測数値の根拠等
日 来 店 客 数	人／日	
ピ ー ク 率	%	
自 転 車 分 担 率	%	
平 均 駐 輪 時 間	分	
必 要 駐 輪 台 数	台	

③駐輪場の管理体制

(例)

項 目	
整理員等の配置	配置場所： 配置時間： 人 数：
営業時間外 の管理等	

④駐輪場案内の表示方法

- ・看板の掲出等、表示方法を具体的に記載すること。
- ・表示場所等の位置を図面上に示すこと。

(7) 自動二輪車の駐車場の計画

- ・自動二輪車の駐車需要が相当程度見込まれる場合、自動車とは別に自動二輪車の駐車場についても記載してください。

位 置	収容台数
別添配置図上 No.○	台
別添配置図上 No.○	台
計	台

4 産業廃棄物に関する配慮事項

産業廃棄物について、排出が予測される場合は、別紙書類を添付してください。

5 生活環境の保持のための配慮事項【指針配慮事項以外に特記すべき事項があれば記載】

--

産業廃棄物に関する添付資料

1 廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

① 廃棄物等の排出量等の予測

(端数処理:四捨五入)

廃棄物種別	店舗面積: S	A 一日あたり廃棄物排出量 (指針原単位 × S)	B 平均 保管 日数	C 見かけ 比重 (t/m)	排出予測量 A × B ÷ C
	千m ²	(t)	日		m ³
	千m ²	(t)	日		m ³
	千m ²	(t)	日		m ³
	千m ²	(t)	日		m ³
	千m ²	(t)	日		m ³
合 計					m ³

見かけ比重の根拠等

② 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況

【小売店舗以外の施設が有る場合のみ記載】

廃棄物保管施設の状況	小売店舗と共用 ・ 小売店舗と別途確保
------------	---------------------

↓ 共用の場合

小売店舗以外の施設からの廃棄物等の予測排出量	m ³
------------------------	----------------

2 廃棄物減量化についての計画

廃棄物減量化の予定及び概要	

周辺住民への周知方法	

3 廃棄物の保管

項 目	対 策 の 内 容 等
保管施設	面 積 (m ²) 周囲の囲い (有 ・ 無)
保管場所	掲 示 板 (有 ・ 無)
飛散、流出、地下浸透、 悪臭等の防止	
害虫(ねずみ、蚊、はえ その他)の発生防止	
収集、運搬に伴う悪臭 騒音、振動等に対する 必要な措置	

4 廃棄物の処理

項 目	内 容
排出の抑制方針	
廃棄物の分別方針	
廃棄物の再生利用方針	
産業廃棄物の処理予定	(分別する廃棄物の種類ごとに記載すること)
収集運搬 中間処理 再生利用 最終処分	自社処理 ・ 委 託 (予定業者、運搬の頻度を記載) 自社処理 ・ 委 託 (予定業者、運搬の頻度を記載) 自社処理 ・ 委 託 (予定業者、運搬の頻度を記載) 自社処理 ・ 委 託 (予定業者、運搬の頻度を記載)
(敷地内処理する場合) 処理の具体的な方法	
処理関連設備の内容	
処理施設の悪臭対策	
処理施設の防音対策	
処理施設の配置	

5 添付図面

- ① 廃棄物保管施設の配置図
(記載項目：廃棄物保管施設の位置及び隣接地の用途)
- ② 廃棄物保管施設の平面図
(記載項目：保管施設の寸法、高さ、構造等)
- ③ 廃棄物運搬車両の運行経路
(記載項目：敷地内における運行経路)
- ④ 廃棄物処理施設の配置図
(記載項目：廃棄物処理施設の位置及び隣接地の用途 (敷地内処理を行う場合))

4 届出書一覧（提出部数・様式）

- ①法第5条第1項 大規模小売店舗届出書
・大規模小売店舗の新設に関する届出
提出部数正本1部・副本25部
- ②法第6条第1項 変更届出書 <遅滞なく>
・法第5条第1項第1号（名称、所在地）、2号（小売業者の名称住所）の変更
提出部数正本1部・副本6部
- ③法第6条第2項 変更届出書 <あらかじめ>
・法第5条第1項第3号（新設日）、4号（店舗面積の合計）、
5号（施設の配置に関する事項：駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物保管施設の位置及び容量等）、6号（施設の運営方法に関する事項：開店閉店時刻、駐車場利用可能時間帯、駐車場出入口の数及び位置、荷さばき可能時間帯）の変更
提出部数正本1部・副本25部
- ④法第6条第5項 大規模小売店舗廃止届出書
・店舗面積の合計を基準面積以下とする者の届出
提出部数正本1部・副本3部
- ⑤法第8条第7項 届出事項変更届出書
・県の意見に対し変更する旨の届出
提出部数正本1部・副本25部
- ⑥法第9条第4項 届出事項変更届出書
・県の勧告に対し変更する旨の届出
提出部数正本1部・副本25部
- ⑦法第11条第3項 承継届出書 <遅滞なく>
・地位承継した者の届出
提出部数正本1部・副本3部
- ⑧法附則第5条第1項 大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書
（法附則第5条第3項において準用する場合を含む）
・既存店における法第5条第1項第4号（店舗面積の合計）、5号（施設の配置に関する事項：駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物保管施設の位置及び容量等）、
6号（施設の運営方法に関する事項：開店閉店時刻、駐車場利用可能時間帯、駐車場出入口の数及び位置、荷さばき可能時間帯）の変更をする場合の届出
提出部数正本1部・副本25部

様式第1（第3条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

年 月 日

和歌山県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 3 大規模小売店舗の新設をする日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第2（第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更した事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第4（第9条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
 - 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル（法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあっては、当該他の基準面積）以下となる日
 - 5 変更する理由
- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第5（第16条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

様式第6（第18条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第9条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。

様式第7（第19条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

承継届出書

年 月 日

和歌山県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
- 3 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併前に届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の事実を証する書類を添付すること。
 - 3 ※印の項は記載しないこと。

様式第8（第20条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

年 月 日

和歌山県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項（法附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 3 変更する年月日
- 4 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
 - ③ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。